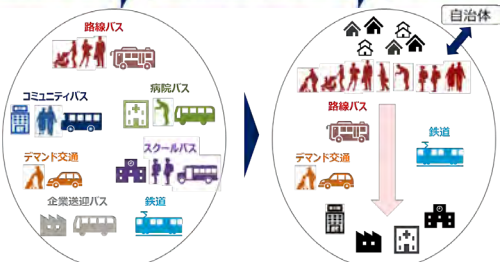


「地域生活圏」の形成で変わる地域の姿(イメージ)

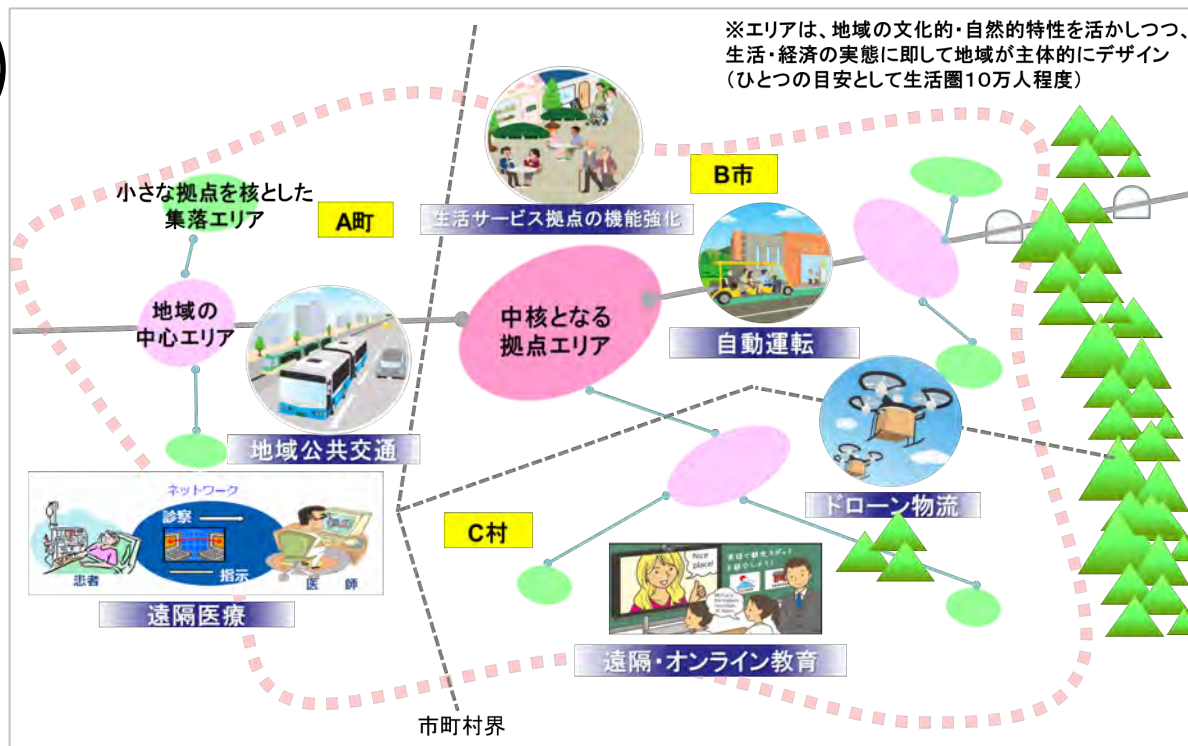
地域をつなぐ持続的な
モビリティ社会の実現

地域公共交通のリ・デザイン

交通手段が重複 → ネットワークの統合 → エリア一括協定運行



交通DX・GXや、地域の関係者との共創を通じ、地域公共交通ネットワークの利便性・持続可能性・生産性を向上
⇒地域公共交通特定事業実施計画の認定:2027年度までに300件



まちでも中山間地域でもデジタル
活用で安心・便利な暮らし

「デジ活」中山間地域



スマート農業、ドローン物流等を組み合わせたプロジェクトを実現
⇒2027年度までに全国150か所以上

多世代交流まちづくり



居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、建築・都市のDX
⇒2027年度までに3D都市モデルの整備都市500都市

転職なき移住・二地域居住等



テレワークの普及等による地方への人の流れの創出・拡大、空き家等の活用促進

地域を支える人材の確保・育成

包摂的社会、こども・子育て支援、女性活躍、関係人口の拡大・深化

自動運転



地域限定型の自動運転移動サービスの実現

⇒50か所程度(2025年度目途)、100か所以上(2027年度まで)

※デジタル活用では解決できない地域課題に対しても、地方創生の一層の取組強化を図る。

デジタル基盤の整備・活用

- ◆ 5G、光ファイバ等のデジタルインフラ、データ連携基盤
- ◆ 自動運転・ドローン物流等の実装を支えるデジタルライフライン(センサー、乗換え・積替え拠点等)

遠隔医療



住民に身近な場所を活用した遠隔医療

⇒国の補助事業により遠隔医療を実施する医療機関:235件(2023~2027年度累計)

新たな発想からの地域マネジメント

- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携(官民パートナーシップによる地域経営)
- デジタルの徹底活用による地域空間の質的向上

「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合 → 全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会

デジタル臨時行政調査会について

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定し、3つの改革に係る横断的課題を一体的に検討。



構成員

【会長】内閣総理大臣 【副会長】デジタル大臣、内閣官房長官

【構成員】

- ・ 総務大臣 ・ 財務大臣 ・ 経済産業大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣（規制改革） ・ 行政改革担当大臣

（有識者）

- ・ 大槻 奈那 名古屋商科大学ビジネススクール 教授
ピクテ・ジャパン シニア・フェロー
- ・ 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長
- ・ 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- ・ 高島 宗一郎 福岡市長
- ・ 綱川 明美 株式会社ピースポーク 代表取締役社長
- ・ 十倉 雅和 日本経済団体連合会 会長
- ・ 南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
- ・ 村井 純 慶応義塾大学 教授

これまでの開催実績

- ・ 令和3年11月16日 デジタル臨時行政調査会（第1回）
：「デジタル臨時行政調査会における論点（案）」等を審議
- ・ 令和3年12月22日 デジタル臨時行政調査会（第2回）
：「**デジタル原則**」等を審議
- ・ 令和4年3月30日 デジタル臨時行政調査会（第3回）
：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について議論
- ・ 令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会（第4回）
：「**デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン**」を審議
- ・ 令和4年10月27日 デジタル臨時行政調査会（第5回）
：規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について議論
- ・ 令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会（第6回）
：デジタル原則を踏まえた**工程表の確定**等について議論

事務局

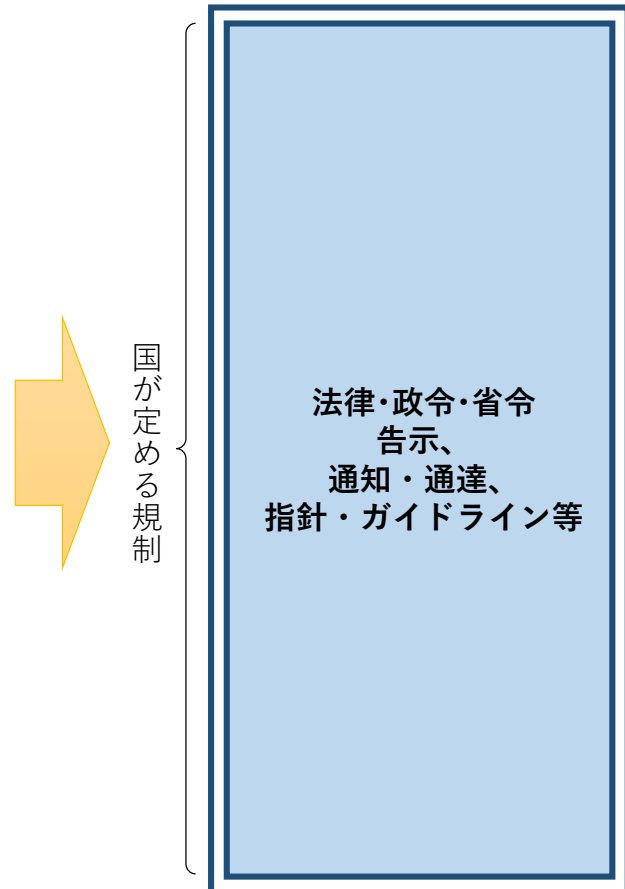
- ・ デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

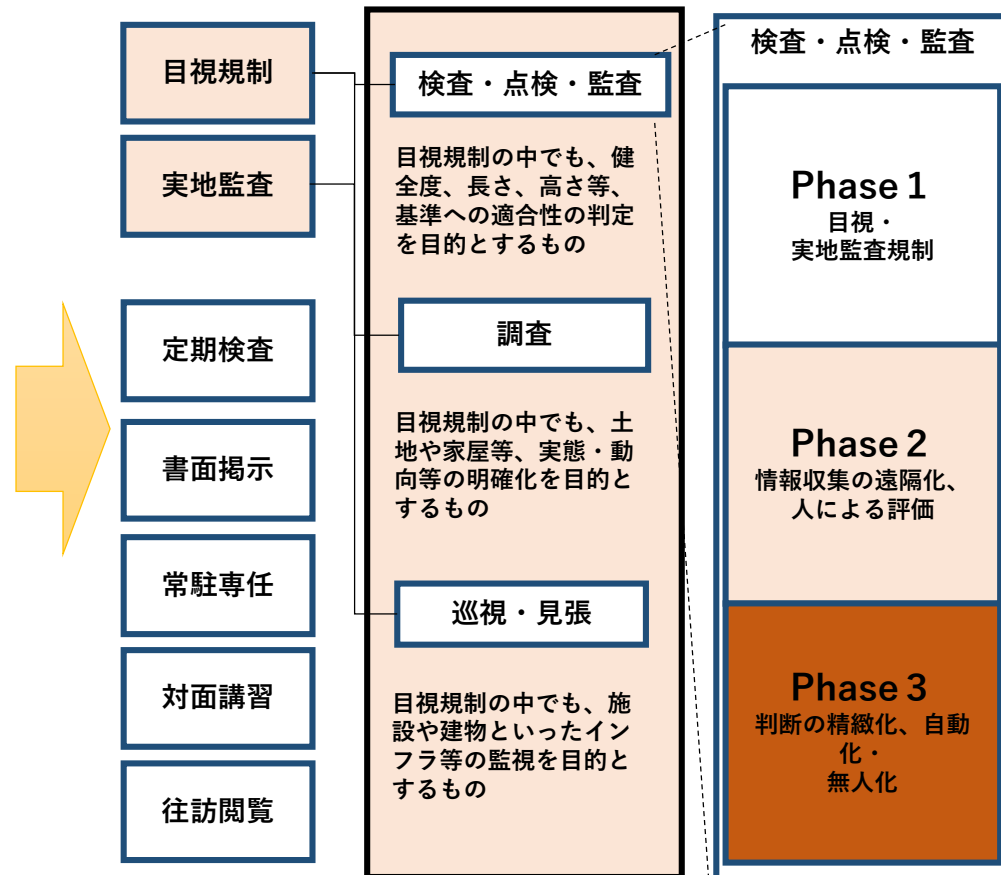
○ 構造改革のためのデジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- ・ 目視…………… 2927条項
- ・ 定期検査・点検… 1034条項
- ・ 実地監査…………… 74条項
- ・ 常駐・専任…………… 1062条項
- ・ 対面講習…………… 217条項
- ・ 書面掲示…………… 772条項
- ・ 往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- ・ FD等記録媒体………2095条項
- ・ その他の規制…………… 42条項

合計 9669条項 (100%) 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			








見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

アナログ規制の見直しの例（目的・技術別）

目的と使用する技術

見直しの概要と規制対象例

<p>施設・設備等の破損/不備等の確認</p>	<p>ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査</p>		<p>資格者等が現場で実施している検査について、ドローン、3D点群データ等を活用し、従前よりも効率的に不備・劣化に伴う損傷等をリモートで確認・検査を可能にすることで、法定検査等の効率化・省人化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の目視点検 ● 火薬製造施設の完成・保安検査
<p>人・モノの動きを監視</p>	<p>センサー、AI解析等を活用した設備、車両、環境等の定期点検・測定</p>		<p>資格者等が実施している設備、車両、環境等の定期点検・測定に係る一部の点検・測定項目について、センサーや通信機器等を用いた常時監視・測定により異常を検知可能にすることで、法定点検等の効率化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器具、自動火災報知設備等の定期検査 ● 自動車の定期点検 ● 下水道等の水質の定期検査
<p>業務・会計、衛生・安全管理等の状況の確認</p>	<p>監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用した人・モノの監視</p>		<p>見張人等により実施している法定監視行為を監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用し、従前よりも網羅的かつ効率的に実施することを可能とすることで、法定監視行為の省人化・効率化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 火薬の発破の際の見張り ● 船舶が行う見張り ● 原子力関連施設における見張り
<p>情報の提供</p>	<p>オンライン会議システム等を活用した業務・会計等の遠隔検査、常駐・専任業務</p>		<p>国等が実施している業務・会計等に係る検査・調査や、専門職等が常駐し、施設等の衛生・安全管理を行う業務について、オンライン会議システム等を活用し、リモートで情報取得・判断可能にすることで、法定実地検査や常駐・専任業務の効率化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務・会計の状況、科目の要件合性、診療報酬の請求状況等の実地検査・調査 ● 法適合性確認のための立入検査 ● 高度管理医療機器等営業所管理者の常駐
<p>技能の習得</p>	<p>コピー防止、電子透かし技術等を活用したオンラインでの書類縦覧・閲覧</p>		<p>公的機関等への訪問が必要とされている書面の縦覧・閲覧について、コピー防止、電子透かし技術等を活用し、オンラインで書面の縦覧・閲覧を可能にすることで、縦覧・閲覧業務の効率化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 純資産額規制比率 書面の縦覧 ● 業者名簿等の閲覧
<p>申請・交付等</p>	<p>講習システム等を活用したオンライン講習</p>		<p>対面にて実施されている講習について、システム等を活用し、講習申込、講習受講、受講修了証発行のプロセスを、指定場所に訪問することなく、完結することを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガスを扱う施設の災害防止講習
<p>申請・交付等</p>	<p>クラウド等を活用した申請・交付等の手続、文書の保存</p>		<p>フロッピーディスク等の記録媒体を用いる行政手続等について、クラウドを利用した申請やクラウド上でのデータの作成・管理などを可能とすることで、行政・事業者双方の事務の効率化を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壌の汚染状況についての報告書等の提出 ● 教育委員会における学齢簿の作成・保存

テクノロジーマップ・技術カタログの整備

1 工程表から見えてきた課題

工程表の作成過程において、規制所管省庁から以下の課題が挙げられている。

- 規制の代替可能性のある**デジタル技術の把握が必要**。
- デジタル技術の活用之际に**安全性・実効性の観点で技術検証が必要**。

ニーズ例



- センサー等での常時状態監視技術（定期検査規制）
- 遠隔での情報収集技術（目視規制）等

2 テクノロジーマップ・技術カタログの整備

規制所管省庁による規制見直しを後押しするため、以下の取組を通じ、**テクノロジーマップ・技術カタログの整備を進める**。

技術検証不要

【先行的に実施済】

「講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス」を募集し、試行版としてデジタル庁HPで公表済

【～2023年3月】

先行7項目（目視等）を対象に、代替可能性のある成熟デジタル技術についてカタログ整備を検討

検証要

【2023年4月～】

デジタル臨調事務局の支援と、規制所管省庁の監督のもと、安全性・実効性の観点で**技術検証を実施**（予算措置済）

技術探索



規制の見直しに資する技術を**公募等**を通じて広く探索

技術検証



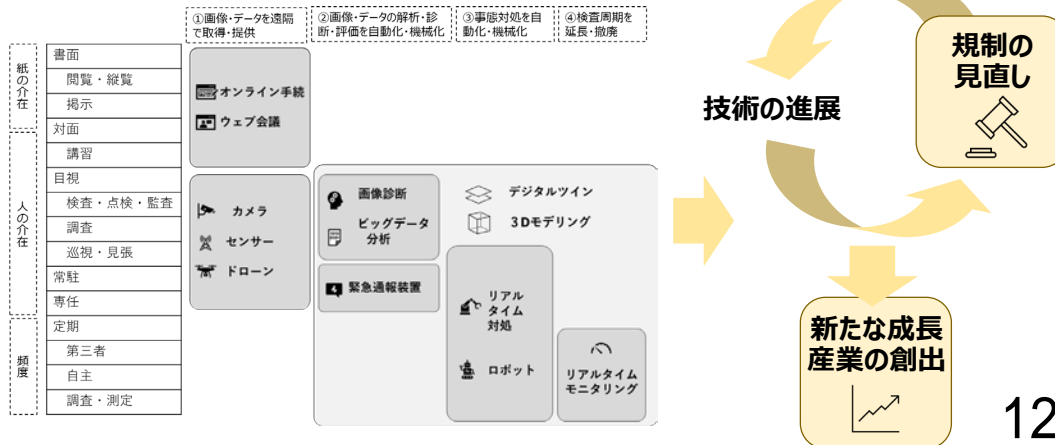
技術検証不要

テクノロジーマップ・技術カタログ掲載

3 技術実装と規制改革

各省庁及び自治体は、**テクノロジーマップ・技術カタログを参照し、規制の見直しを推進する**。

- 掲載技術の適切な利用に向け、**テクノロジーベースの規制改革推進委員会**にて情報の掲載・利用に係る**責任分担等**を整理。
- 「規制の見直し」と「技術の進展」の正のスパイラルを生み出し、その好循環の中で、**新たな成長産業を創出し、経済成長につなげる**。



地方公共団体における取組の支援

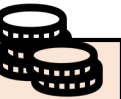
「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表 (R4/11/18~)

- ・ デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- ・ 先進的な取組事例の紹介
- ・ 国の法令等の点検・見直しの概要



- ・ 全国の都道府県・市町村に周知し、ウェブ説明会の実施等を通じて、取組の検討を呼びかけ
- ・ 今後、国の法令等の見直しの進捗や地方公共団体の意見を踏まえて、マニュアルのアップデートを予定

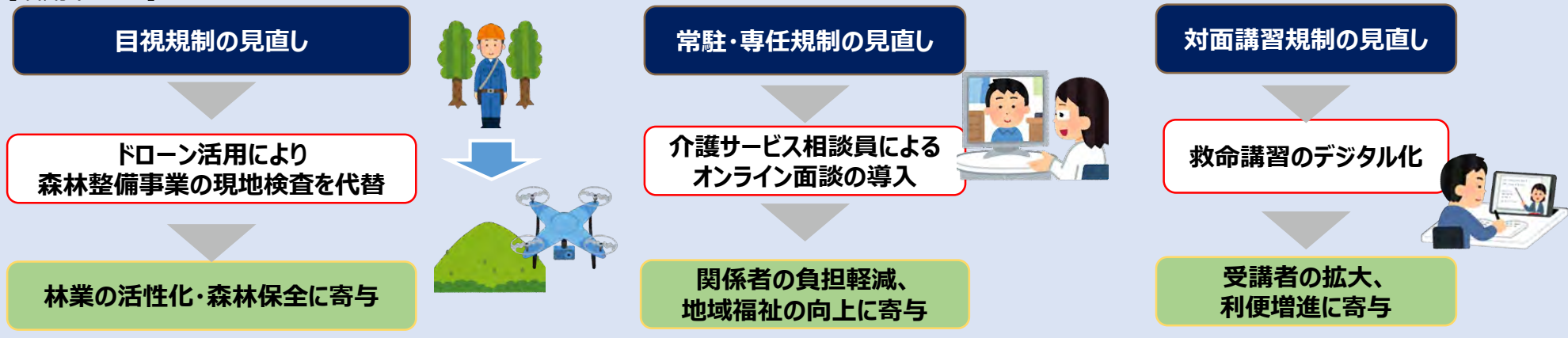
デジタル田園都市国家構想交付金の活用による後押し (R5年度)



- ▶ デジタル原則適合性の観点から実施する規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用とそれによる地域の課題解決・住民の利便性向上を図る取組について、デジ田交付金により後押し（交付金の活用イメージとして提示）

※【措置対象】デジタル技術の実装に要する費用等

【活用イメージ】



「デジタル改革共創プラットフォーム」によるデジ臨↔自治体の双方向コミュニケーション (R4/11/18~)

- ・ デジ臨の取組について情報発信し、地方公共団体における取組の機運の醸成
- ・ 地方公共団体からデジタル庁への相談、法令の見直しの提案
- ・ 地方公共団体間の意見交換

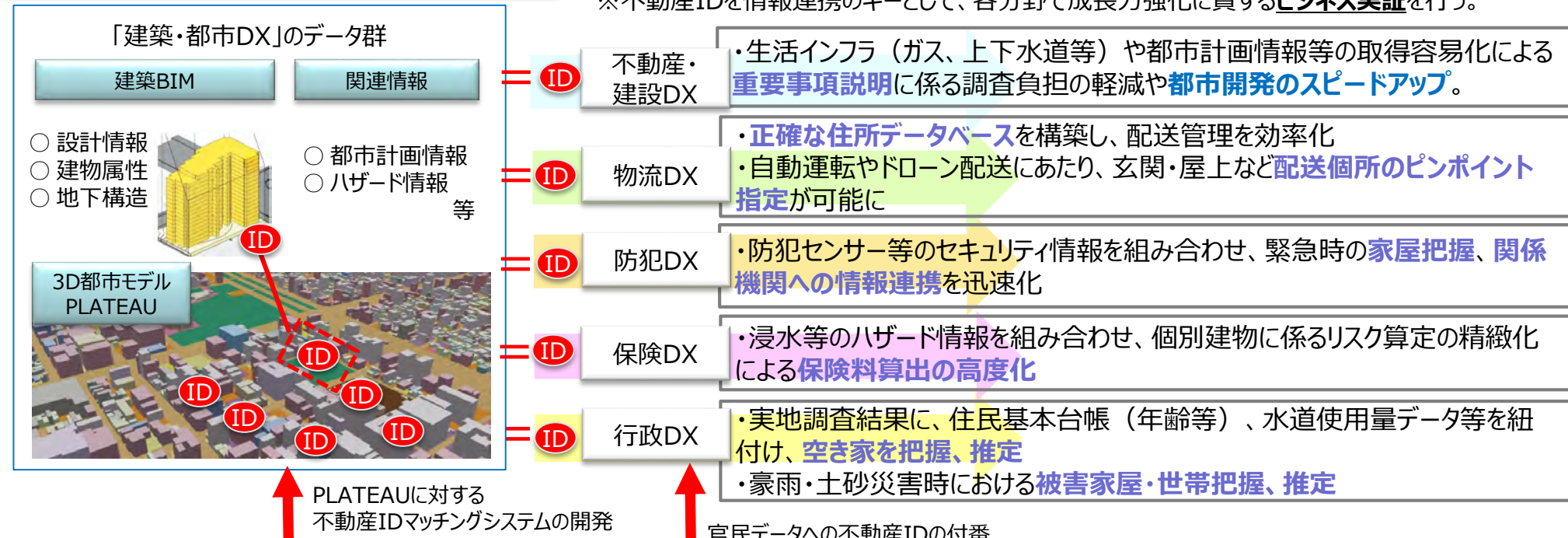


不動産ID等の総合的な推進に関する最近の動き

時期	内容
令和5年2月22日	・不動産ID関係の動向について関係省庁打ち合わせ (進捗や近況の確認、今後の方向性についての認識を共有)
①不動産IDや土地系ベースレジストリ等に関するロードマップについて	
令和5年3月17日	・令和4年度第3回地理空間情報活用推進局長会議（議長：内閣総理大臣補佐官） （「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」の改組・検討課題について）
令和5年3月29日	・令和4年度第1回「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」 （不動産登記、アドレスに関するベース・レジストリの課題について議論）
令和5年4月28日	・令和5年度第1回「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」 （ベース・レジストリを活用した不動産登記情報の提供・連携について議論）
②官民の幅広い分野での利活用について	
令和5年3月17日	・「不動産ID」を活用したモデル事業及び官民連携協議会の会員の募集を開始
令和5年5月下旬（予定）	・「不動産ID」を活用したモデル事業採択
令和5年5月下旬（予定）	・令和5年度第1回「不動産ID官民連携協議会」開催

「不動産ID」を情報連携のキーとして、「建築・都市のDX」と官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政のDXなど、官民の幅広い分野における成長力強化を図る。

「建築・都市DX」と官民データの連携



不動産IDの付番支援

- 官民の幅広い主体の共通コードとして普及するため、**デジタル庁・法務省と連携**。
- 「登記情報連携プラットフォーム」と連動した、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた**技術実証**を実施。

